

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩国市	中山地区(第一中山集落、第二中山集落)	令和3年3月23日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	76.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	32.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.6ha
ii うち後継者について未定や不明の農業者の耕作面積の合計	7.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.2ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

非農家割合が増加してきているなかで、集落営農組織で管理している営農倉庫での乾燥機使用について近隣からの騒音被害等が寄せられており、今後の営農組合での活動に支障があるため早急に対応の問題解決を要する。

今後中心経営体が引き受け意向のある耕作面積は6.2haで、70才以上で後継者未定の農業者と後継者の不明な農業者を合わせた面積は24haであり、5年後には17.8haの新たな農地の受け手の確保が必要と見込まれる。

第1中山集落協定、第2中山集落協定、第1中山環境保全会と日本型直接支払活動組織は3つあるが、圃場整備田ばかりではなく個人での維持が困難な農地が増えており、共同管理の必要性が増している。

中山間地域であり鳥獣被害が多くある。これまでも鳥獣害防止対策をしてくれているが、被害はなかなか減らないため集落ぐるみでの対策強化が必要である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### 第一中山集落

第1中山集落協定、第1中山環境保全活動組織を主体として、中心経営体と話し合いを持ちながら対応をしていく。

#### 第二中山集落

第2中山集落協定を主体として、中心経営体と話し合いを持ちながら対応をしていく。

・今後の方向性を地域で話し合う場を設ける。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	8人		12.7 ha		18.9 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。